

議案第28号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年
小松島市条例第17号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第9号を次のように改める。

（9） 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。